

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、岩内都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年(2030年)の姿として策定する。

（2）範 囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	規 模
岩内都市計画区域	岩 内 町	行政区域の一部	約 2,606 ha
	共 和 町	行政区域の一部	約 746 ha
	合 計		約 3,352 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域後志地域の中央に位置する岩内町及び共和町の一部を含む、岩内港を中心とした扇状に広がる区域である。

岩内町は、日本海の豊かな水産資源による漁業及び水産加工業を基幹産業としており、旧国鉄岩内駅を中心とした商業地は、近隣町村を商圈として発展してきた。

共和町は肥沃な平野での農業を基幹産業として発展してきた。

しかしながら近年は、水産資源の減少や輸入による価格の低迷、後継者の不足、人口の減少などの課題を抱えており、これに伴い関連産業や商業についても活力が低下している。このため、基幹産業や関連産業の活性化、新たな産業育成などの取組が課題となっている。

岩内町では、「協働のまちづくり」、「地域資源の再認識・再活用によるまちづくり」を基本とし、「地域資源を活用した都市づくり」、「高齢者に配慮した生活環境の整備」、「地球環境に優しい都市づくり」を進めることとしている。

共和町では、これまで進めてきた、様々なまちづくりの成果を継承しながら、さらなる発展を目指すため、町民と行政が協調・協力し合い、一体となってまちづくりを進める「町民参画と協働」をまちづくりの基本理念としている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めながら、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口及び世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、

今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域においては、バスターミナル周辺の市街地を核とし、3・3・1号229号線（国道229号）及び3・3・2号岩内小沢線（国道276号）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、本区域の中心市街地においては、居住人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空き地等の増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などが課題となっており、中心市街地の機能の回復が求められている。

また、産業構造の転換により、既存市街地においては工場跡地などの未利用地が散見される一方、郊外の農業地域においては農業従事者の高齢化に伴う農地の転用や遊休農地が増加傾向にあり、市街地における土地利用の転換と都市機能の適正配置が必要となっている。

このため、本区域では、人口の減少、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、商業業務地の周囲、東山地区及び野東地区等に配置し、利便性の高さと住環境の保全が調和した中密度の住宅地の形成を図る。
- ・一般住宅地内の義務教育学校開校に伴い閉校する小中学校跡地については、周辺住環境の維持や機能向上のための活用を図る。
- ・専用住宅地は、岩内運動公園周辺及び野東川沿いの宮園地区に配置し、低層住宅を主体とし周辺の自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。
- ・専用住宅地内の義務教育学校開校に伴い閉校する中学校跡地については、周辺環境に配慮したうえで、岩内運動公園との一体的な活用を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・4・3号停車場通（主要道道岩内洞爺線）との交差部を中心に3・3・1号229号線（国道229号）の沿道に配置し、近隣町村を商圏とする商業機能の集積や観光施設との連携を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・2号岩内小沢線（国道276号）の沿道に配置し、背後地の住宅地や沿道の利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業及び流通業務地で構成する。
- ・専用工業地は、岩内新港地区に配置し、新たな企業立地や大規模工業施設の対応

することにより、集積する工業拠点の形成を図る。

- ・一般工業地及び流通業務地は、岩内港の背後地及び海岸沿いの地区に配置し、周辺住宅地の環境の保全に配慮した上で、水産加工場施設や流通業務施設が集積する工業地の形成を図る。
- ・岩内港には臨港地区を定めており、今後、港湾に関する計画を策定し、適切な土地利用を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・工業系用途地域に指定されている大浜地区、御崎地区及び大和地区並びに清住・相生地区の一部については、住宅と水産加工場等が混在した土地利用が図られてきており、今後も住環境の保全に配慮しつつ、土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて用途純化の検討を図る。
- ・野東地区の一部に工場が立地していた地区については、今後も軽工業ゾーンとして位置付けるが、自然との共生や環境形成に配慮しつつ、土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて用途純化の検討を図る。
- ・商業系用途地域に指定されている清住地区及び高台地区の3・3・1号229号線(国道229号)から3・3・5号八幡通(道道岩内洞爺線)までの地区については、今後の土地利用の動向を見極めながら、生活利便性の高い住宅地としての利用促進が図られるよう、必要に応じて用途転換の検討を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・野東地区のうち道路が未整備の住宅地については、周辺地域の土地利用を踏まえながら住環境の改善を図る。
- ・準防火地域に指定されている住居系用途地域については、延焼の危険性等を評価した上で、良好な住環境の形成を図るため、必要に応じて準防火地域縮小を検討する。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・洪水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている岩内町の東山地区、大浜地区、高台地区、栄地区、宮園地区及び共和町のリヤムナイ地区については、災害防止の観点から特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺の豊富な農地、森林は、環境維持のための緑地、治水及び防災など公益的機能を果たしていることから、今後とも他の計画とも調整を図りつつ、その維

持保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・岩内港において公有水面埋立事業が竣功した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図る。
- ・市街地周辺の用途白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域などを定めることにより、土地利用の整序を図る。
- ・立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の用途地域の土地利用については、今後の開発による市街地の拡大を抑制する必要がある場合は、用途地域を縮小し、特定用途制限地域を定めるなど、適切な土地利用規制・誘導を検討する。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域後志地域の中央に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な観点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾との広域的な交流、連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・岩内町は、人口減少や少子高齢化の加速度的な進行により、公共交通の需要低迷が見込まれていることから、持続可能で地域にとって望ましい公共交通網を確保するために「岩内町地域公共交通計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- ・共和町は、広域分散型の居住形態により公共交通空白地が多く、高齢者などの交通弱者の日常生活を営むための交通手段の確保および支援が必要であり、持続可能な地域公共交通を実現するために「共和町地域公共交通計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、町内の新たな公共交通体系の構築を図るとともに、地域・交流拠点などの活用及び機能強化に努める。
- ・岩内町市街地と共和町市街地相互の円滑な交通を確保するために、都市内道路網の形成を進める。
- ・本区域は、物流の拠点である地方港湾岩内港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.62 km/km ²	3.18 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道 路

- ・ 3・3・1 号 229 号線（国道 229 号）及び 3・3・2 号岩内小沢線（国道 276 号、一般道道岩内港線）を都市の骨格となる道路とする。
- ・ 3・4・3 号停車場通（主要道道岩内洞爺線）、3・3・4 号旧波止場通（一般道道野束清住線）、3・3・5 号八幡通（主要道道岩内洞爺線）、3・4・6 号公園通（一般道道野束清住線）、3・4・7 号万代御崎通（一般道道岩内港線）、3・5・8 号海岸通（一般道道岩内港線）、3・4・17 号円山通（一般道道野束清住線）及びその他の都市計画道路を適正に配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・3・2 号岩内小沢線（町道 59 号線）及び 3・3・4 号旧波止場通（町道波止場通り）に交通広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 3・3・1 号 229 号線（国道 229 号）
 - ・ 3・4・13 号薄田通（町道薄田通り）
 - ・ 3・4・16 号高校前通（町道幌似街道第 1 横通り）
- 上記 3 路線の整備を促進する。

（２）下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における気候の変動は、運上屋川及びポン岩内川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

このため土地利用と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河 川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年 (2015 年) で 60.9% であり、今後も市街

地の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河 川

河川については、治水の安全度の確保に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

岩内・共和公共下水道については、下水管渠を確保し、共和町に処理場を適切に配置する。

b 河 川

野東川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

未整備である相生地区、東山地区及び栄地区等の下水管渠の整備については、下水道基本計画に基づき、促進するとともに、老朽化した下水施設の長寿命化を図りながら、改築更新を図る。

(3) その他の都市施設

- ・本区域の都市計画に定められている岩内地方清掃センター（ごみ焼却場）及び岩内地方最終処分場（ごみ処理場）、岩内郡漁業協同組合地方卸売市場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配慮し、公益性並びに恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、日本海に面した市街地の背後に展開するニセコ山麓の自然性豊かな丘陵樹林地と、市街地を流れる野東川、運上屋川及びポン岩内川の河川空間が緑の骨格を成し良好な自然的環境を形成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、いわないリゾートパーク、岩内運動公園及びいわないマリンパークを配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園、東山公園、いわないマリンパーク、新たな地区公園を適正な配置、整備を図るとともに、週

末圈的なレクリエーション活動に対応する緑地として、いわないリゾートパーク及び岩内運動公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、東山公園及び岩内運動公園を配置するとともに、周辺環境の保全を図るため工業団地周辺に緩衝緑地を配置する。

d 景観構成系統

自然性に富んだ岩内運動公園、風致の維持を図る含翠園及び良好な景観形成に資するいわないマリパークの保全に努める。

e その他の系統

- ・地域特有の歴史を有する含翠園の生態系の保全等の整備を図り、周辺の景観保全に努める。
- ・岩内墓園を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に静寂な土地を保全する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を進めるとともに、各種計画等を踏まえて必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。

岩内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／新旧対照表

【新】	【旧】	【変更理由】
岩内都市計画（岩内町・共和町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 I. 都市計画の目標 1. 基本的事項 （略） 2. 都市づくりの基本理念 （略） II. 区域区分の決定の有無 1. 区域区分の有無 （略） III. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）主要用途の配置の方針 （略） ① 住宅地 本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 - 一般住宅地は、商業業務地の周囲、東山地区及び野東地区等に配置し、利便性の高さと住環境の保全が調和した中密度の住宅地の形成を図る。 <u>一般住宅地内の義務教育学校開校に伴い閉校する小中学校跡地については、周辺住環境の維持や機能向上のための活用を図る。</u> ・専用住宅地は、岩内運動公園周辺及び野東川沿いの宮園地区に配置し、低層住宅を主体とし周辺の自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。 ・<u>専用住宅地内の義務教育学校開校に伴い閉校する中学校跡地については、周辺環境に配慮したうえで、岩内運動公園との一体的な活用を図る。</u> ② 商業業務地 （略） ③ 工業・流通業務地 - 本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業及び流通業務地で構成する。 - 専用工業地は、岩内新港地区に配置し、新たな企業立地や大規模工業施設の対応することにより、集積する工業拠点の形成を図る。 - 一般工業地及び流通業務地は、岩内港の背後地及び海岸沿いの地区に配置し、周辺住宅地の環境の保全に配慮した上で、水産加工工場施設や流通業務施設が集積する工業地の形成を図る。 <u>岩内港には臨港地区を定めており、今後、港湾に関する計画を策定し、適切な土地利用を図る。</u> ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 <u>工業系用途地域に指定されている大浜地区、御崎地区及び大和地区並びに清住・相</u>	岩内都市計画（岩内町・共和町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 I. 都市計画の目標 1. 基本的事項 （略） 2. 都市づくりの基本理念 （略） II. 区域区分の決定の有無 1. 区域区分の有無 （略） III. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）主要用途の配置の方針 （略） ① 住宅地 - 本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 - 一般住宅地は、商業業務地の周囲、東山地区及び野東地区等に配置し、利便性の高さと住環境の保全が調和した中密度の住宅地の形成を図る。 ・専用住宅地は、岩内運動公園周辺及び野東川沿いの宮園地区に配置し、低層住宅を主体とし周辺の自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。 ② 商業業務地 （略） ③ 工業・流通業務地 - 本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業及び流通業務地で構成する。 - 専用工業地は、岩内新港地区に配置し、新たな企業立地や大規模工業施設の対応することにより、集積する工業拠点の形成を図る。 - 一般工業地及び流通業務地は、岩内港の背後地及び海岸沿いの地区に配置し、周辺住宅地の環境の保全に配慮した上で、水産加工工場施設や流通業務施設が集積する工業地の形成を図る。 ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 大浜地区及び御崎地区については、住宅と水産加工場等が混在した土地利用が図ら	※1.岩内町都市計画マスタープラン（R7.3 改定）において、学校跡地の土地利用を位置づけたことによる追記 ※1 ※2.岩内港湾長期構想計画（R7 策定予定）による追記 ※3.岩内町都市計画マスタープラン（R7.3 改定）

<u>生地区の一部については、住宅と水産加工場等が混在した土地利用が図られてきており、今後も住環境の保全に配慮しつつ、土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて用途純化の検討を図る。</u> ・<u>野東地区の一部に工場が立地していた地区については、今後も軽工業ゾーンとして位置付けるが、自然との共生や環境形成に配慮しつつ、土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて用途純化の検討を図る。</u> ・<u>商業系用途地域に指定されている清住地区及び高台地区の3・3・1号229号線(国道229号)から3・3・5号八幡通(道道岩内洞爺線)までの地区については、今後の土地利用の動向を見極めながら、生活利便性の高い住宅地としての利用促進が図られるよう、必要に応じて用途転換の検討を図る。</u> (2) 市街地の土地利用の方針 ① 居住環境の改善又は維持に関する方針 ・野東地区のうち道路が未整備の住宅地については、周辺地域の土地利用を踏まえながら住環境の改善を図る。 ・<u>準防火地域に指定されている住居系用途地域については、延焼の危険性等を評価した上で、良好な住環境の形成を図るため、必要に応じて準防火地域縮小を検討する。</u> (3) その他の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 (略) ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・灌水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。<u>また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。</u> ・土砂災害特別警戒区域に指定されている岩内町の東山地区、大浜地区、高台地区、栄地区、宮園地区及び共和町のリヤムナイ地区については、災害防止の観点から特に市街化を抑制する。 ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。 ③ 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・市街地周辺の豊富な農地、森林は、環境維持のための緑地、治水及び防災など公益的機能を果たしていることから、今後とも他の計画とも調整を図りつつ、その維持保全を図る。 ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 ・岩内港において公有水面埋立事業が竣功した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図る。 ・市街地周辺の用途白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域などを定めることにより、土地利用の整序を図る。 ・<u>立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の用途地域の土地利用については、今後の開発による市街地の拡大を抑制する必要がある場合は、用途地域を縮小し、特定用途制限地域を定めるなど、適切な土地利用規制・誘導を検討する。</u>	れてきており、今後も住環境の保全に配慮しつつ、必要に応じて土地利用の動向を見極めながら、用途純化の検討を図る。 (2) 市街地の土地利用の方針 ① 居住環境の改善又は維持に関する方針 野東地区のうち道路が未整備の住宅地については、周辺地域の土地利用を踏まえながら住環境の改善を図る。 (3) その他の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 (略) ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・灌水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。 ・土砂災害特別警戒区域に指定されている岩内町の東山地区、大浜地区、高台地区、栄地区、宮園地区及び共和町のリヤムナイ地区については、災害防止の観点から特に市街化を抑制する。 ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。 ③ 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針 市街地周辺の豊富な農地、森林は、環境維持のための緑地、治水及び防災など公益的機能を果たしていることから、今後とも他の計画とも調整を図りつつ、その維持保全を図る。 ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 ・岩内港において公有水面埋立事業が竣功した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図る。 ・市街地周辺の用途白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域などを定めることにより、土地利用の整序を図る。	において、用途純化及び用途転換の検討地域を追加したことによる追記 ※3 ※3 ※4.岩内町都市計画マスタープラン（R7.3改定）において、準防火地域の指定の方針を位置づけたことによる追記 ※5.「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」（R2発出）及び「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（R3公布）による修正 ※6.都市計画運用指針（R6.11改正）による修正 ※7.岩内町都市計画マスタープラン（R7.3改定）において、居住誘導区域縁辺部の土地利用の方針を位置づけたことによる追記
---	--	--

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域後志地域の中央に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な観点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾との広域的な交流、連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・岩内町は、人口減少や少子高齢化の加速度的な進行により、公共交通の需要低迷が見込まれていることから、持続可能で地域にとって望ましい公共交通網を確保するために「岩内町地域公共交通計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- ・共和町は、広域分散型の居住形態により公共交通空白地が多く、高齢者などの交通弱者の日常生活を営むための交通手段の確保および支援が必要であり、持続可能な地域公共交通を実現するために「共和町地域公共交通計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、町内の新たな公共交通体系の構築を図るとともに、地域・交流拠点などの活用及び機能強化に努める。
- ・岩内町市街地と共和町市街地相互の円滑な交通を確保するために、都市内道路網の形成を進める。
- ・本区域は、物流の拠点である地方港湾岩内港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.62 km/km2	3.18 km/km2

②～③ (略)

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域後志地域の中央に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な観点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾との広域的な交流、連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・岩内町は、人口減少や少子高齢化の加速度的な進行により、公共交通の需要低迷が見込まれていることから、持続可能で地域にとって望ましい公共交通網を確保するために「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結接点の確保・機能強化に努める。

- ・岩内町市街地と共和町市街地相互の円滑な交通を確保するために、都市内道路網の形成を進める。
- ・本区域は、物流の拠点である地方港湾岩内港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.62 km/km2	3.18 km/km2

②～③ (略)

※8.計画名称の変更による修正 (R3.3 策定)

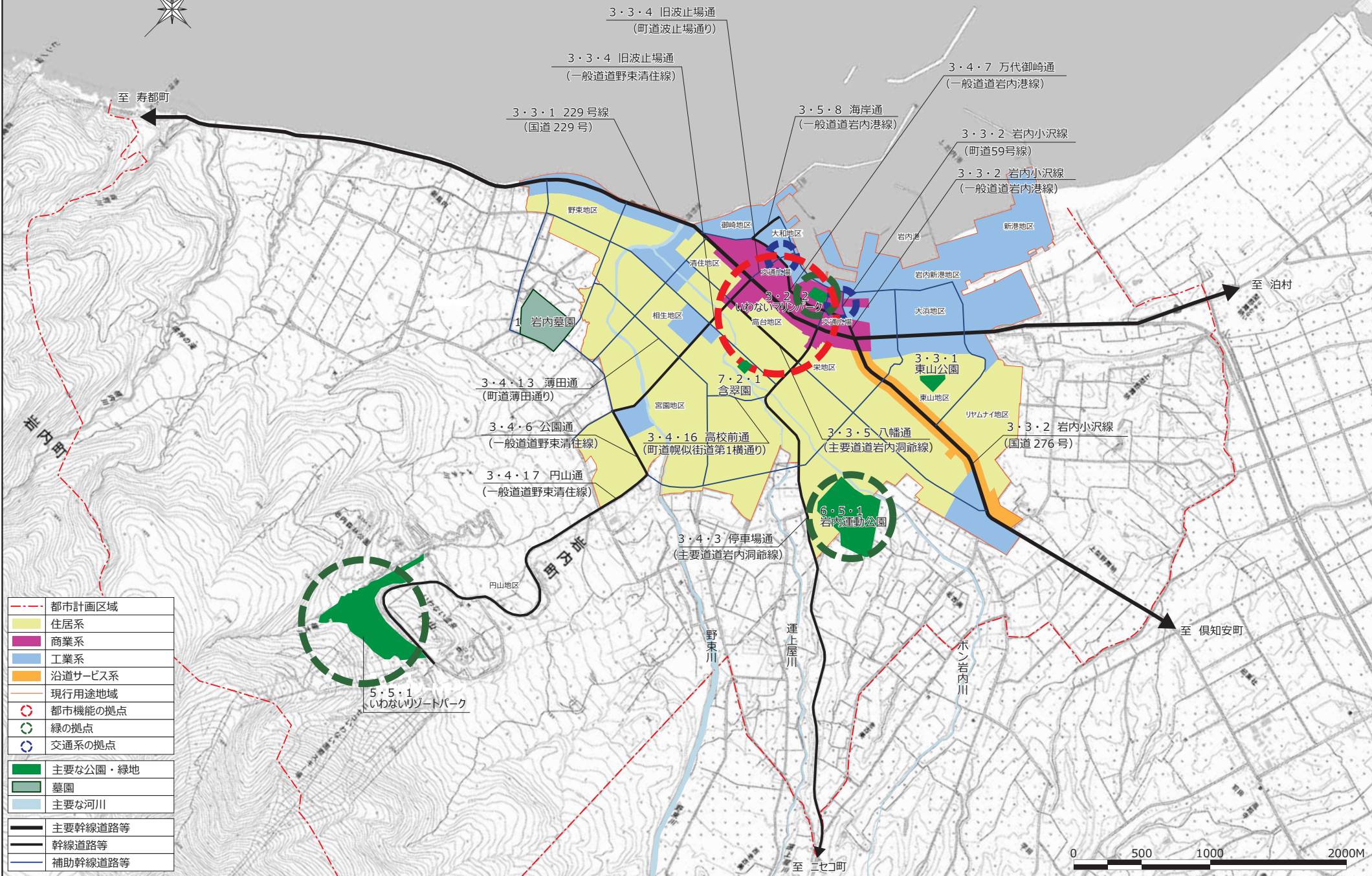
※9.誤記の修正

※10.共和町地域公共交通計画 (R6.3 策定) による追記

(2)～(3) (略) 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 基本方針 本区域における緑地の形態は、日本海に面した市街地の背後に展開するニセコ山麓の自然性豊かな丘陵樹林地と、市街地を流れる野東川、運上屋川及びボン岩内川の河川空間が緑の骨格を成し良好な自然的環境を形成している。 本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。 また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。 (2)～(3) (略)	(2)～(3) (略) 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 基本方針 本区域における緑地の形態は、日本海に面した市街地の背後に展開するニセコ山麓の自然性豊かな丘陵樹林地と、市街地を流れる野東川、運上屋川及びボン岩内川の河川空間が緑の骨格を成し良好な自然環境を形成している。 本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。 また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。 (2)～(3) (略)	※6
---	--	-----------

方針付図

岩内都市計画区域



国土数値情報（都市地域データ、森林地域データ、農業地域データ）をもとに北海道が編集・加工。